

【 11 月の予定 】

7 日(木)： にこにこサロン 10:30～
 10 日(日)： 岡山大・岡山理科大学視察研修 8:00～
 みんなの料理教室 11:00～
 14 日(木)： フラワーアレンジメント教室 19:00～
 15 日(金) ～ 17 日(日)
 ： 第35回福吉解放文化祭 9:00～
 22 日(金)： 子ども料理教室 9:30～

今月の人権カレンダー

11 月 児童虐待防止推進月間

11 日 世界平和記念日
 11 日 介護の日
 20 日 世界子どもの日
 25 日～12 月1 日 犯罪被害者週間

みんなの料理教室

●日 時： 11 月10 日(日)
 11:00～12:00
 ●場 所： はばたき人権文化センター
 ●参加費： 無 料
 ●申込み締め切り日： 11 月8 日(金)

フラワーアレンジメント教室

●日 時： 11 月14 日(木)
 19:00～20:00
 ●場 所： はばたき人権文化センター
 ●参加費： 1,500 円 (当日集金)
 ●申込み締め切り日： 11 月8 日(金)

※先着 10 名



みなさんの参加を
お待ちしております。



※申し込み・お問い合わせ先 はばたき人権文化センター 電話/FAX：22-0232

生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ
 悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は
 秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇
 した場合は、倉吉市人権政策課、又
 は、最寄りの人権文化センターまで
 ご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130
 はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
 住所:〒682-0872
 倉吉市福吉町2丁目1514-7
 電話:0858-22-0232(FAX兼)
 E-Mail:habataki@ncn-k.net



11月号 NO.431 (2024年11月1日発行)

第35回 福吉解放文化祭

テーマ 「 つながろう 人の輪 」

人と人がふれあいつながりあい、
 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、
 人権を大切にする意識を高めていくことを目的に開催します。

11 月15 日(金)～17 日(日) (作品展示終日開催)

時 間： 9:00 ～ 17:00 (17 日は14:30 まで)

会 場： はばたき人権文化センター

主 催： 第35回 福吉解放文化祭実行委員会



- ◆16 日(土) 11:30～ うどん無料配布(130 食限定)
 13:30～14:30 子どもによるお茶席 (先着30 名)
- ◆17 日(日) 11:30～ 各種販売
 焼きそば(200 円)、豚汁(100 円)、おにぎり(50 円)、
 さつまいもスティック無料配布、飲みもの、駄菓子コーナー

(作品展示)

聖テレジアこども園・保育園、ひまわり保育園、明倫小、社小、西中、東中の
 児童・生徒の作品、福吉児童センター、にこにこサロン、福祉施設、地域住民の
 方々の作品を展示いたします。

10月はこんなことをしました

❁にこにこサロン❁

にこにこサロンは、多くの方が気軽に立ち寄れ、楽しい時間が過ごせる居場所として毎月1～2回開催しています。

どなたでも参加できます。ぜひ多くの皆さんがお越しください。

3日・17日 作品づくり



解放文化祭に向けて作品づくりをしました。参加者からお知恵をいただいて、皆さんで楽しみながら作りました。解放文化祭でご覧ください。



19日 成人育成事業(作品づくり)



解放文化祭に向けて、住民のみなさんでがま口ケースづくりをしました。各自好きな布地で素敵なケースができました。解放文化祭で展示します。ご覧ください。



● 子ども料理教室 ● 料理は楽しいよ・みんなでつくって食べよう！

日時 11月 22日(金) 9時30分～12時

※この日は「ふれあいホリデー」のため市内小・中学校がお休みです。

場所 はばたき人権文化センター

内容 みんなで相談してメニューを決め買い出しから体験します。

参加費 無料

申し込み先 はばたき人権文化センター (電話 22-0232)



11月は、児童虐待防止推進月間 ～オリジナルリボンキャンペーン～

毎年11月は、厚生労働省が定めた児童虐待予防の啓発を行う「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です。オレンジリボンには児童虐待防止というメッセージが込められています。一人でも多くの方々に児童虐待防止に関心を持ってもらい、子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのかを呼びかけていく活動です。



児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「いのち」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

親はしつけのつもりでも、子どもの心や身体が傷つく行為であれば、それは虐待です。

●児童虐待の種類

【身体的虐待】

たたく・殴る・ける・激しく揺さぶるなど、保護者や同居人が子どもの身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼす行為。

【性的虐待】

性的興奮を得るために、子どもに性的な暴行、いたずらをする、性行為を見せる、性的行為を強要する

【ネグレクト】

子どもに食事を与えない、お風呂に入れない、ひどく不潔にする、学校に行かせないなど保護者や同居人による放置、怠慢、あるいは不適切な養育。

【身体的虐待】

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)行為。

児童相談所
虐待対応ダイヤル
189(いちばやく)

虐待かと思ったときなど、すぐに児童相談所に通告・相談ができる、全国共通の電話番号です。
(24時間365日対応) 通告・相談は匿名で行うこともでき、その内容に関する秘密は守られます。

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。次の世代に引き継がれる恐れもあり、子どもにとって最も重要な人権侵害です。子どもたちを守るためには、より早く虐待に気づき、支援につなげていくことが重要です。